

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年7月1日現在)

## 1. 入院基本料・特定入院料に関する事項

### (1) 精神科病棟

#### 15対1精神科病棟入院基本料

当病棟では、入院59人の精神科病棟で精神科病棟入院基本料の15対1入院基本料を算定しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

○朝8:45分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの

受け持ち数は6人以内です。

○夕方17時～朝8:45分まで、看護職員1人当たりの

受け持ち数は30人以内です。

看護職員の看護師比率は70%以上です。

また、患者様15人に対して看護補助者がいます。

### (2) 認知症治療病棟入院料1

入院患者数40人の病棟で、認知症治療病棟入院料1を算定しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○朝8:45分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの

受け持ち数は10人以内です。

○夕方17時～朝8:45分まで、看護要員1人当たりの

受け持ち数は20人以内です。

### (3) 療養病棟入院基本料1

当病棟では、1日7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、患者様20人に対して看護補助者1名以上がいます。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○朝8:45分～夕方17時まで、看護職員1人当たりの

受け持ち数は10人以内です。

○夕方17時～朝8:45分まで、看護職員1人当たりの

受け持ち数は20人以内です。

(看護補助者1名が配置されています。)

## 2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最初化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書にてお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化についての基準を満たしております。

## 3. 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

### (1) 当院では入院時食事療養(1)及び入院時生活療養(1)を算定

すべき食事療養の基準に係る届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

○入院時食事療養費(1)(食)第91号 昭和51年11月1日

### (2) 基本診療料の施設基準等について

当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

○精神病棟入院基本料(15対1)(精神入院)第55号 令和2年5月1日

○療養病棟入院基本料(1)(療養入院)第179号 令和2年10月1日

○認知症治療病棟1(認知1)第12号 令和2年5月1日

○入院時食事療養費(1)(食)第91号 昭和51年11月1日

○看護補助者加算2(看補)第204号 令和2年6月1日

○療養病棟療養環境加算1(療養1)第12号 平成18年7月1日

○精神科デイケア(大規模)(デ大)第19号 令和6年6月1日

○精神科ショートケア(大規模)(ショ大)第16号 令和6年6月1日

○精神科作業療法(精)第20号 平成18年10月1日

○精神科身体合併症管理加算(精合併加算)第3号 平成20年5月1日

○医療保護入院等診療料(医療保護)第12号 平成25年2月1日

○看護配置加算(看配)第394号 令和2年5月1日

○救急医療管理加算(救急医療)第33号 令和5年5月1日

○診療録体制加算(診療録3)第57号 令和5年6月1日

○後発医薬品使用体制加算(後発使1)第42号 令和5年6月1日

○データ提出加算(データ提)第69号 令和5年10月1日

○外来・在宅ベースアップ評価料I(外在ベI) 令和6年9月1日

○入院ベースアップ評価料（入べ23） 令和7年7月1日

○医療DX推進体制整備加算（医療DX）第436号 令和7年7月1日

○酸素（酸素）第6042号 令和7年4月1日